

いの町高齢者等ごみ出し支援事業 (ふれあい収集)のご案内

いの町では、高齢者等ごみ出し支援事業(ふれあい収集)を行います。ふれあい収集とは、家庭ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、近隣住民や親族の方の協力を得られない世帯に対して、町が個別に収集に伺い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援を行う事業です。

■ 対象となる世帯について

原則として下記の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① いの町内に住民票があり、居住している世帯
 - ② 世帯員自らごみを出すことが困難である世帯
 - ③ ごみ出しについて他者から支援を受けることができない世帯
 - ④ 要支援認定、要介護認定、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかの交付を受けている者がいる世帯
- ※ 上記以外でも、世帯状況により対象となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

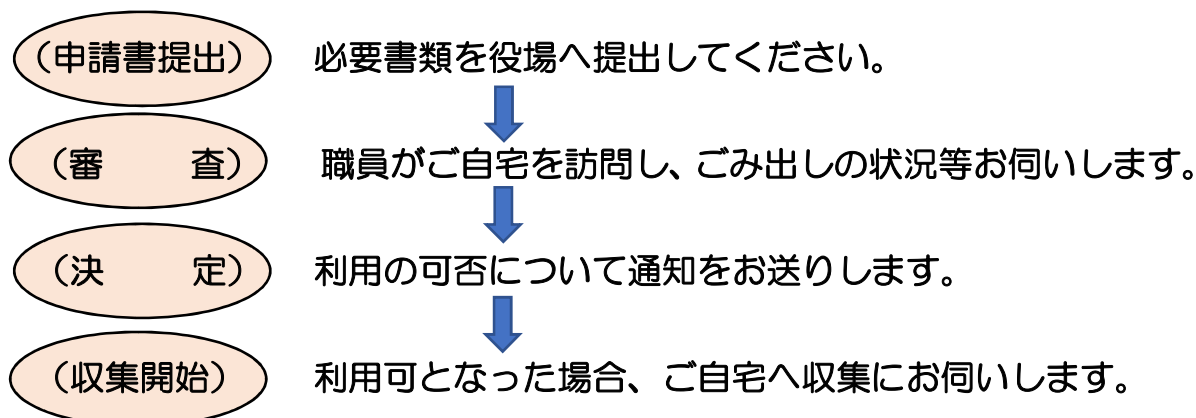
■ 申請方法について

下記書類の提出が必要です。

- ① いの町ふれあい収集利用申請書
- ② 介護保険被保険者証のコピー(該当者のみ)
- ③ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかのコピー
(該当者のみ)

※ 上記以外で確認が必要である場合は、その他書類の提出が必要です。

■ 申請から収集開始の流れについて



■ 収集するごみ

下記のごみが収集対象となります。

- ① 可燃ごみ
- ② 資源ごみ（容器包装プラスチック・ペットボトル・紙・布類・ビン・カン）
- ③ 不燃ごみ
- ④ 有害資源ごみ



※ 粗大ごみや引越しに伴う多量のごみは収集できません。

※ 対象世帯以外の家庭ごみは収集できません。

■ 収集日

毎週木曜日にご自宅にお伺いします。

※ 週1回お伺いし、まとめて収集します。収集時間の指定はできません。

※ 祝日の場合は、原則前日の収集となります。

※ 年末年始（12月29日から1月3日）は、お休みとなります。

※ 荒天時は、収集できない場合があります。

■ ごみの出し方

- ① あらかじめフタ付きの容器を用意してください。
- ② 収集場所は、原則玄関前となります。
- ③ 各種ごみは、町の分別方法に従い、町指定のごみ袋に入れてください。
- ④ 収集日当日の朝9時までに容器に入れて出してください。

※ 臭いや犬猫対策等のため、必ずフタを閉めてください。

※ 容器内は虫などが湧かないよう、清潔に保つようお願いします。

状態によっては収集者が殺虫剤を使用することもありますので、支障がある場合は、予め環境課までご連絡をお願いします。

※ 分別方法等が守られていない時は、収集できない場合があります。



また、この事業を取り消す（停止する）ことがあります。

■ 休止・中止・変更の届出について

次の場合は届出が必要となりますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

- ① 一時的に不在となり、休止するとき
- ② 住所、電話番号、世帯構成等に変更があったとき
- ③ 要介護度、障害の等級等に変更があったとき
- ④ 緊急の連絡先に変更があったとき
- ⑤ 中止するとき

【お問い合わせ】

いの町役場 環境課

TEL：088-893-1160